

岩手県監査委員告示第21号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第38号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

岩手県監査委員 柳村 岩見
岩手県監査委員 高橋 昌造
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立中央病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年5月30日及び31日

イ 本監査実施日 平成25年7月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の支給に当たり、支給要件を欠く者に対して支給しているものが1件、176,880円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	通勤手当の支給については、平成25年7月5日に返納処理を行った。また、給与事務担当者の知識の習得を図るなど適正な事務の執行に努めるとともに、複数職員での確認を徹底する。
沼宮内地域診療センターの委託業務負担金の支出に当たり、完了確認後相当期間経過して支出していたものが1件、109,369円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	沼宮内地域診療センターの委託業務負担金の支出については、本院と地域診療センターの担当者間の連携を強化し、業務の進捗状況などの相互確認を行い再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立大船渡病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年6月5日及び6日

イ 本監査実施日 平成25年7月17日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
超過勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、62,638円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	超過勤務手当の支給については、平成25年6月12日に追給処理を行った。事前に超過勤務命令を受けることの出来ない場合の事後報告を遅滞なく行うことを職員に周知徹底し、推測するに足る資料に目を配り、職員に対して必要に応じて確認した事実に基づき超過勤務の有無について確認することとした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立宮古病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年5月28日及び29日

イ 本監査実施日 平成25年7月11日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>医業外収益の徴収に当たり、調定を行っていないものが8件、6,468,034円、所属年度を誤っているものが1件、200,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>医業外収益の徴収については、調定を行っていないものが公舎料の収入回議書を作成した。収入調定に当たっては、課内のチェック機能を強化し、毎月適切に収入調定が行われているか確実に確認することとした。</p>
<p>備品の処分に当たり、固定資産除却の会計処理を行っていないものが5件、973,144円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>備品の処分については、固定資産除却の会計処理を行った。現物確認の不徹底が原因であることから、改めて各部門における現物と固定資産配置簿との確認作業を徹底することとした。</p>

4 (1) 監査対象機関名 岩手県立磐井病院附属花泉診療センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年5月28日

イ 本監査実施日 平成25年7月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>備品の処分に当たり、固定資産除却の会計処理を行っていないものが1件、3,250,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>備品の処分に当たり、固定資産除却の会計処理を行った。今後は本院との情報共有をさらに強化し、適正な事務の執行に努める。</p>

5 (1) 監査対象機関名 岩手県立久慈病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年6月5日及び6日

イ 本監査実施日 平成25年7月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>ア その他医業収益の徴収に当たり、調定すべき金額より少なく調定しているものが1件、30,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>留意改善を要する事項アに係る措置内容 その他医業収益の徴収については、平成25年7月9日に収納した。利用料の算定に当たっては、内容・加算等に誤りがないか十分に確認することとし、さらに月次チェックにより算定誤り防止に努めることとした。</p>
<p>イ 委託業務の執行に当たり、積算を誤っていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>留意改善を要する事項イに係る措置内容 委託業務の執行については、積算資料の作成に当たり、業務時間及び従事者単価等を見直し、適正な積算を行うこととする。今後は前例にとらわれることなく、仕様等の必要事項を適時見直し、適正な事務処理に努めることとする。</p>
<p>ウ 診療材料の売却処分に当たり、処理すべき年度を超えて処分しているものが2件、2,365,125円あったので、</p>	<p>留意改善を要する事項ウに係る措置内容 診療材料の売却処分については、事務処理の遅れが原因</p>

<p>適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>であることから、係内での相互チェック体制による業務の進捗管理を強化し、適切な事務処理に努めることとする。</p>
--	---

6(1) 監査対象機関名 岩手県立中部病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年6月6日及び7日

イ 本監査実施日 平成25年7月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税の支出に当たり、業者が立替払いをしていたものが72,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税の支出については、正当債権者への支払い及び立替払いの禁止について、事務担当者及び事務局職員に対し各会議の場で改めて確認を行った。また、医療局が行う研修会等に職員を派遣し、知識の習得を図った。</p>